

通常資格 (MT2、PT2) から限定資格 (MY2、PD2) に 書き替えて済ませた資格証明書について

この書き替え措置は、JIS Z 2305:2013 改正による認証制度の変更に伴う、通常資格から限定資格（通常資格の一部に限定した資格）への書き替えて希望される方を対象とした、期間限定の措置です。

書き替え後は、限定資格の資格保持者として、更新及び再認証の手続きが適用されます。

書き替え前の通常資格	⇒	書き替え後の限定資格
磁粉（磁気）探傷試験レベル 2 (MT2)	⇒	極間法磁粉（磁気）探傷検査レベル 2 (MY2)
浸透探傷試験レベル 2 (PT2)	⇒	溶剤除去性浸透探傷検査レベル 2 (PD2)

資格証明書で書き替わる部分は、NDT 方法だけです。

それ以外の発効日や有効期限、認証番号などは、すべて書き替え前の通常資格のものが継承されます。

従って、書き替えを行うと書き替え前の通常資格の資格証明書が存在しなかったこととなります。

よって、通常資格での検査結果の証明等はできませんのでご注意ください。

また、書き替えて済ませた資格証明書には、NDT 方法・レベルの記載の後に下表の文字が印字されます。

下表の文字が印字されている資格証明書は、下表書き替え日までは書き替え前の通常資格を所持していたことを示します。

NDT 方法・レベルの後に印字される文字*	書き替え日
替	2016 年 6 月 1 日
K1	2017 年 1 月 1 日

*NDT 方法・レベルの後に印字される文字は、再認証後は印字されません。

2016 年 10 月 1 日
一般社団法人 日本非破壊検査協会
認証事業本部